

改正後	改正前
<p>（診療の具体的方針）</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 投薬</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、この場合において、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。</p> <p>ト （略）</p> <p>四 処方箋の交付</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋（保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回（三回までに限る。）の使用を認められた処方箋をいう。以下同じ。）の二回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ イからハまでによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処</p>	<p>（診療の具体的方針）</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 投薬</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、<u>こととし</u>、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。</p> <p>ト （略）</p> <p>四 処方箋の交付</p> <p>イ （略）</p> <p>イ （新設）</p> <p>ロ <u>イ及びロ</u>によるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。</p>

方箋である場合における同号の規定の適用については、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

五〇八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イホ (略)

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

四 処方箋の交付

イ (略)

ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋の二回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋である場合における同号の規定の適用については、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

五〇六 (略)

五〇八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イホ (略)

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

四 処方箋の交付

イ (略)

(新設)

ロ イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

五〇六 (略)

七 歯冠修復及び欠損補綴  
歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ (略)  
ロ 欠損補綴

(1) (略)  
(2)ブリッジ

(イ) (略)  
(ロ) ブリッジは、代用合金を使用する。

(3) (略)  
八〇九 (略)

(処方箋の交付)

第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、健康保険の例により、処方箋に必要な事項を記載しなければならない。

2| 保険医は、リフィル処方箋を交付する場合には、健康保険の例により、処方箋にその旨及び当該リフィル処方箋の使用回数の上  
限を記載しなければならない。

3| (略)

七 歯冠修復及び欠損補綴  
歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ (略)  
ロ 欠損補綴

(1) (略)  
(2)ブリッジ

(イ) (略)  
(ロ) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複  
雑窩洞又はポントイックに限つて使用する。

(3) (略)  
八〇九 (略)

(処方箋の交付)

第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、健康保険の例により、処方箋に必要な事項を記載しなければならない。

(新設)

2| (略)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(一部負担金の受領等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。) 同法第四条の第二項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。) であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限る。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること(厚生労働大臣の定める場合を除く。) 。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一部負担金の受領等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。) 及び同法第四条の第二項に規定する特定機能病院であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限る。)に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること(厚生労働大臣の定める場合を除く。) 。</p> <p>4 (略)</p>